不記載例１ (不第１号様式)　　　　**(　記　載　例　)**

代理人による申立てはできません

（あて先） ○○年○○月○○日

　滋賀県労働委員会会長

申立人が労働組合の場合は名称および代表者職氏名を、個人の場合は氏名を記載してください。

　申 立 人　名 　　称 **○○労働組合**

　　代表者職氏名 **執行委員長**　**○○**　**○○**

申　　　立　　　書

請求する救済内容によって不要箇所を消してください。

　労働組合法第７条（第１号、第２号、第３号、第４号）違反について、労働委員会規則第３２条により、下記のとおり申し立てます。

記

１．申　立　人

所在地(住所) **○○市○○町○番地**

労働組合の場合は、主たる事務所の所在地、名称および代表者職氏名を、個人の場合は、住所および氏名を記入してください。

名　　　　称　　**○○労働組合**

　　代表者職氏名　　**執行委員長**　**○○**　**○○**

　　　　　（電話　**000-000-0000** ＦＡＸ **000-000-0000**　）

連絡の取りやすい番号を記入してください。

申立人の組合関係

　　組 合 員 数 　全体　 **○○**名（うち当該事業所　 **○○**名）

　　 　　　　　　 　企業内の他組合の存否

　　　　　　　　　　　有（名称　**○○組合連合**　) 　　有（名称　**○○従業員労働組合**　）

　　　　　　　　　　　無 （組合員数　　　**○○**　　名 ）

無

２．被 申 立 人

法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称および代表者職氏名を、個人の場合は、住所および氏名を記入してください。

所在地(住所) **○○市○○町○番地**

名　　　　称 **○○株式会社**

　　代表者職氏名　　**代表取締役**　**○○**　**○○**

　　　　　（電話　**000-000-0000**　　ＦＡＸ **000-000-0000**　）

被申立人の事業関係

　業　　種 **○○業**　　 従業員数 　**○○○**名

（うち当該事業所　 **○○**名）

３．請求する救済の内容

労働委員会から被申立人に対して、どのような命令を出してもらいたいかを具体的に記載してください。一つの申立事件の中に第１号から第4号までの複数が該当している場合は、各号に対応する内容を列記してください。

　（記　載　例）

・第１号関係（不利益取扱い等）の場合

　　　被申立人は、申立人組合の執行委員長○○○○に対する○年○月○日付け解雇を撤回し、原職に復帰させ、解雇の翌日から復職までの間に受けるはずであった給与相当額を支払わねばならない。

・第２号関係（団体交渉拒否）の場合

　　　被申立人は、申立人組合が○年○月○日付けで申し入れた賃金体系に関する団体交渉

について、○○を理由に拒否してはならない。

に誠実に応じなければならない。

・第３号関係（支配介入）の場合

　　　　被申立人は、申立人組合の組合員に対して同組合からの脱退を勧奨したり、同組合を誹謗中傷したりして、同組合の運営に支配介入してはならない。

・第４号関係（労働委員会への不当労働行為救済申立て・証拠の提示・発言に対する報復的不利益取扱い）の場合

　　　　被申立人は、申立人組合が○年○月○日に滋賀県労働委員会に不当労働行為救済申立てをしたことを理由として行った、申立人組合の執行委員長○○○○に対する減給処分をなかったものとして取り扱わなければならない。

・併せて文書手交・掲示を求める場合

　　　　被申立人は、下記の文書を申立人に手交し、同文書を縦８０センチメートル、横５５センチメートルの白紙に黒字で明瞭に記載して、会社正面玄関の従業員の見やすい場所に○日間掲示しなければならない。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　年　月　日

　　　　　○○労働組合

　　　　　　執行委員長　○○○○　様

○○株式会社

代表取締役　○○○○

　　　　　　当社が○年○月○日に行った○○の行為は、滋賀県労働委員会において、労働組合法第７条第○号に該当する不当労働行為であると認定されました。今後はこのような行為を繰り返さないようにいたします。

４．不当労働行為を構成する具体的事実（行為、事実、場所、月日等を明確に）

本件不当労働行為に至る経過および本件不当労働行為の事実について、いつ、どこで、誰が、何を、どのようにしたか等を、日時を追って具体的にかつ明確、簡潔に記載してください。

一つの申立事件の中に第１号から第4号までの複数が該当している場合は、各号に対応する事実を記載してください。

　（記　載　例）

・第１号関係（不利益取扱い等）の場合

　　不利益取扱いを受けた年月日、内容および理由、その不利益取扱いの真の理由は労働組合活動に起因するということの事実

　　　　○年○月○日、申立人組合（以下「組合」という。）は賃上げを要求して被申立人（以下「会社」という。）と団体交渉を行ったが、会社の回答に不満なため、○年○月○日に２４時間ストライキを実施した。

その後、会社は、○年○月○日付けで組合の執行委員長である○○○○を、遅刻が多く勤務態度が不良だとして解雇したが、同様の理由で解雇された例はこれまでになく、真の理由はストライキを主導した執行委員長を会社から排除するためである。この解雇は、正当な組合活動を行ったことを理由とする不利益取扱であり、労働組合法第７条第１号に該当する不当労働行為である。

・第２号関係（団体交渉拒否）の場合

　　団体交渉を申し入れた年月日、交渉事項、被申立人が団体交渉を拒否した年月日および応じない理由（被申立人が団体交渉を不誠実に行った年月日および被申立人の対応）

　　　　○年○月○日、被申立人（以下「会社」という。）は従業員の賃金体系を従来の年齢給から職能給に変更すると一方的に社内に掲示した。

そこで申立人組合（以下「組合」という。）は、賃金体系の変更について、○年○月○日付けで団体交渉を申し入れたところ、会社は○年○月○日、その件は経営判断に属する事項であり、交渉事項にあたらない、として、拒否した（会社は○年○月○日と○年○月○日に団体交渉に応じたが、経営状況が悪いからというのみで、組合が要求する具体的な資料を提示することなく、不誠実な対応に終始している）。この会社の行為は、正当な理由なく団体交渉を拒むものであり、労働組合法第７条第２号に該当する不当労働行為である。

・第３号関係（支配介入）の場合

　　被申立人が労働組合の運営に支配介入した事実について、年月日、場所、誰が誰に何をしたのか等

　　　　被申立人（以下「会社」という。）では、過去３年間、一時金が支給されない状況が続いていたところ、○年○月○日、従業員○名で申立人組合（以下「組合」という。）が結成され、翌日、組合は会社の○○総務部長に一時金についての要求書を手渡した。

○○総務部長は、○年○月○日、会社の会議室において、会議のメンバーであった組合員○○○○を居残し、「組合に入っていてもいいことはない。考え直してはどうか」と組合からの脱退を勧めた。また、○年○月○日、従業員全員が参加する定例朝会が行われたが、その冒頭で○○代表取締役は「このままでは組合に会社を乗っ取られる。会社にとって何が重要か考えてください。」と組合を非難した。これらの○○総務部長および○○代表取締役の言動は、組合の運営に対し支配介入するものであり、労働組合法第７条第３号に該当する不当労働行為である。

・第４号関係（労働委員会への不当労働行為救済申立て・証拠の提示・発言に対する報復的不利益取扱い）の場合

　　　不利益取扱いを受けた年月日、内容および理由、その不利益取扱いの真の理由は労働委員会に不当労働行為救済申立てをしたこと、または労働委員会で証拠の提示や発言をしたことに起因するということの事実

　　　　　被申立人（以下「会社」という。）は、申立人組合（以下「組合」という。）の執行委員長である○○○○に対し、遅刻が多く勤務態度が不良だとして○年○月○日付けで減給処分を行った。しかし、同様の理由で減給処分された例はこれまでになく、真の理由は、組合が○年○月○日に滋賀県労働委員会に不当労働行為救済申立てを行ったことに対して、執行委員長を報復的に不利益に取り扱ったものであり、この会社の行為は労働組合法第７条第４号に該当する不当労働行為である。

申立書の記載にあたり、上記記載例の何号関係を参考にすればよいのか不明な場合は、別紙[チェックシートおよび各号別記載例](チェックシート各号別記載例25.3.7.doc)も参考にしてください。